

令和元年10月1日スタート

3歳児クラスから5歳児クラスまでの 保育園、認定こども園などを利用する子どもの 利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

【対象者・利用料】

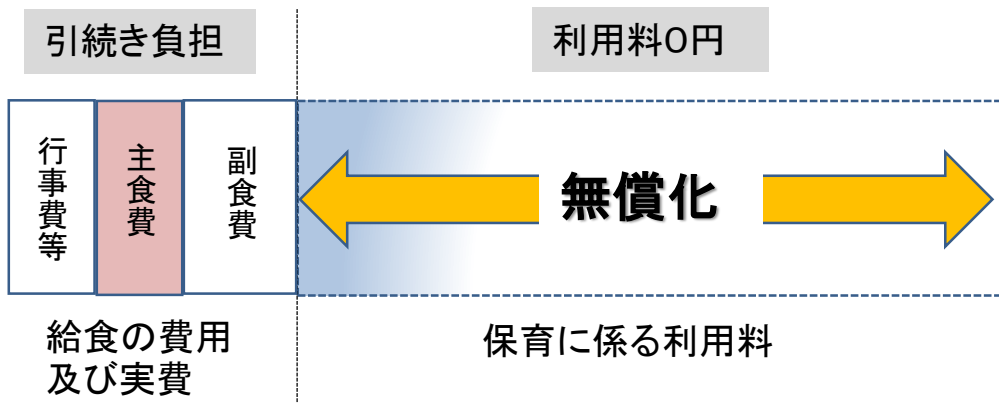
- 保育園、認定こども園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

【無償化の対象外】

- ✓ 給食に係る費用(食材料費)※
- ✓ 通園送迎費用
- ✓ 行事費、保育用品費などの実費
- ✓ 延長保育料

※ 給食のうち、主食費(ごはん、パン)を除く副食費(おかず、おやつなど)については、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子ども(同一世帯内の小学校就学前の子どもから数えて)は免除。市役所から免除対象者に通知します。

(無償化のイメージ)



手続きについて

- ✓ 保育園・認定こども園に在園している場合は、新たな手続きは不要です。